

認定希望業種調べ（変更用）

業種区分	業種コード	許可等		現状の認定	追加希望
		本社・本店	契約事業所		
測量業務	100-000				
建築関係建設コンサルタント業務	110-000				
土木関係建設コンサルタント業務	120-000		/		
地質調査業務	130-000				
補償関係コンサルタント業務	140-000		/		

追加希望する場合に添付が必要となる書類

区分	添付書類
測量業務	<p>次の<u>全ての</u>書類</p> <p>① 測量法に基づく登録通知の写し又は登録証明書の写し</p> <p>② 次のA又はBに該当する書類の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">A 測量業者変更登録申請書又は測量業者登録申請書の「添付書類（ト）（測量法第55条の3第6号）誓約書」</p> <p style="margin-left: 20px;">B 次に掲げる書類</p> <p style="margin-left: 40px;">b1 測量登録申請書の第1面の写し</p> <p style="margin-left: 40px;">b2 測量業者登録申請書の「添付書類（ホ）（測量法第55条の3第4号）使用人数・営業所ごとの測量士・測量士補の数」の写し （※b1・2の書類の内容に変更があった場合はb3・4を併せて提出してください。）</p> <p style="margin-left: 40px;">b3 財務に関する報告書の第1面の写し</p> <p style="margin-left: 40px;">b4 財務に関する報告書の「添付書類（ホ）（測量法第55条の3第4号）使用人数・営業所ごとの測量士・測量士補の数」の写し</p>
建築関係建設コンサルタント業務	契約事業所の一級建築士事務所の登録通知の写し又は登録証明書の写し
土木関係建設コンサルタント業務	<p>次の<u>いずれかの</u>書類</p> <p>① 建設コンサルタント登録通知の写し（追加登録通知の写しを含む。）</p> <p>② 計量証明事業登録証の写し</p>
地質調査業務	<p>次の<u>全ての</u>書類</p> <p>① 地質調査業者登録通知の写し</p> <p>② 地質調査業者現況報告書（イ）第1面の写し</p> <p>③ 地質調査業者現況報告書（別紙）営業所一覧の写し （③の書類は、②の書類内に契約事業所が記載されていない場合のみ添付）</p> <p>④ 地質調査業者現況報告書（ホ）技術管理者・現場管理者一覧の写し</p>
補償関係コンサルタント業務	<p>次の<u>いずれかの</u>書類</p> <p>① 補償コンサルタント登録通知の写し（追加登録通知の写しを含む）</p> <p>② 不動産鑑定業者の登録証明書の写し</p> <p>③ 司法書士登録証書の写し</p> <p>④ 土地家屋調査士登録証の写し</p>

（参考）認定要件及び業務内容

区分	認定要件	業務内容
測量業務	測量業者登録 （契約事業所の登録が必要です。）	・ 測量（地図調整、測量用写真の撮影を含む。）
建築関係建設コンサルタント業務	一級建築士事務所登録 （契約事業所の登録が必要です。）	・ 建築物、建築設備等に関する工事の設計、監理又は関係する調査、企画立案もしくは助言
土木関係建設コンサルタント業務	次のいずれかの許可等 ・ 建設コンサルタント登録 ・ 計量証明事業者	・ 建設工事（建築関係を除く。）の設計、監理又は関係する調査、企画立案もしくは助言 ・ 大気、水、土壌等の物質濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量証明
地質調査業務	地質調査業者登録 （契約事業所の登録が必要です。）	・ 地質又は土質についての調査、計測、解析、判定等
補償関係コンサルタント業務	次のいずれかの許可等 ・ 補償コンサルタント登録 ・ 不動産鑑定業者 ・ 司法書士または土地家屋調査士	・ 公共事業に必要な土地等の取得等に伴う損失の補償又はこれらに関連する業務 ・ 不動産の鑑定評価 ・ 登記手続き